

更新日 平成27年 2月27日

## 日置市入札等監視委員会の結果について

|   |                  |  |
|---|------------------|--|
| 1 | 日時               | 平成27年 2月18日（水）<br>午後 3時から午後 4時40分まで  |
| 2 | 場所               | 日置市役所本庁 2階 庁議室<br>(日置市伊集院町郡一丁目100番地)   |
| 3 | 議題及び審議会の<br>結果概要 | <p>1 入札結果について<br/>平成26年度の工事、委託の結果について審議し、低落札率と高落札率の差や予定価格の算定について、ある程度やむを得ないと判断された。</p> <p>2 総合評価方式による入札について<br/>評価点数の低い業者の努力目標やレベルアップにつながるのではないかと考え、総合評価方式の件数を若干、増やしていく方向性の案に概ね理解していただいた。</p> <p>3 入札制度の一部改正について<br/>市の兼任条件と県の兼任条件との大きな違いは対象金額であり、今後、業界から対象金額の拡大を要望されることも想定されるが、現場代理人は工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされており、安易な兼任条件の拡大は避けるべきと考えるが、県の現場代理人兼任の実績等を踏まえ、業界の意見を聞きながら、今後検討していくことに概ね理解していただいた。</p> <p>4 最低制限価格と同額入札について<br/>入札の最低制限価格での落札のうち、同額入</p> |

|   |          |  |
|---|----------|--|
|   |          | <p>札でくじによる落札が多くなっている状況で、くじによる落札が多くなると業者のやる気の低下や、利益率が低くなるため工事の品質低下や手抜き工事等が懸念されることから、県の最低制限価格の算定方法を参考に見直すと、最低制限価格のバラつきが生じるため、県の算定方法への対応案について理解していただいた。</p> <p>5 建設工事における予定価格の事前公表について</p> <p>国土交通省の指針では、予定価格は原則として事後公表。考え方の一つとして、総合評価の工事に関して事後公表の導入は可能ではないか。ただし、公平性の維持と、どこまで筋を通して説明できるかというご意見をいただいた。</p> |
| 4 | 出席委員     | 宮廻甫允、新倉哲朗、小野道夫、上原尚明  |
| 5 | 公開・非公開の別 | 非公開  |
| 6 | 傍聴者数     | —  |
| 7 | 問合せ先     | 日置市総務企画部財政管財課<br>電話248-9402（直通）  |